

第4回教育委員会臨時会 案件表

○日 時

令和7年5月29日（木）

○議 題

1 議 案

- (1) 議案第24号 「練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について

(資料1)

資料 1

議案第24号

「練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について

上記の議案を提出する。

令和7年5月29日

提出者 教育長 三浦 康彰

「練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について

このことについて、別紙のとおり制定を練馬区長あて依頼するものとする。

令和7年5月29日
教育振興部教育指導課

練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

仕事と育児の両立を支援するため、所要の改正を行う。

2 改正の内容

子育て部分休暇について、1日の勤務時間の全部につき勤務しないことができる旨を定める。

職員が本人またはその配偶者が妊娠し、出産したこと等を申し出た場合における情報提供・個別の意向確認・意向配慮等および3歳に満たない子を養育する職員に対する両立支援制度に係る情報提供・意向確認等に係る規定を整備する。

3 施行期日

令和7年10月1日

4 新旧対照表

別紙のとおり

練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例新旧対照表

現 行	改正案
<p>(子育て部分休暇)</p> <p>第18条の3 委員会は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が満6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある当該職員の子その他規則で定める当該職員の子を養育するため、1日の勤務時間の<u>一部</u>につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</p> <p>第18条の4 委員会は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして規則で定める制度または措置（以下この条および次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告または申請（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の規則で定める措置を講じなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>[新設]</p>	<p>(子育て部分休暇)</p> <p>第18条の3 委員会は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が満6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある当該職員の子その他規則で定める当該職員の子を養育するため、1日の勤務時間の<u>全部または一部</u>につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</p> <p>第18条の4 委員会は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして規則で定める制度または措置（以下この条および次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告または申請（以下「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の規則で定める措置を講じなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p><u>(妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等)</u></p> <p>第18条の6 委員会は、練馬区職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月練馬区条例第23号。以下「育児休業条例」という。）第17条第1項の措置を講ずるに当</p>

たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、つぎに掲げる措置を講じなければならない。

申出職員の仕事と育児との両立に資するものとして規則で定める制度または措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の規則で定める事項を知らせるための措置

出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置

育児休業条例第17条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況または育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、または発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして規則で定める事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 委員会は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、つぎに掲げる措置を講じなければならない。

対象職員の仕事と育児との両立に資するものとして規則で定める制度または措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の規則で定める事項を知らせるための措置

育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

対象職員の3歳に満たない子の心身の状況または育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、または発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の

付 則 [略]

改善に資するものとして規則で定める事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 委員会は、第1項第3号または前項第3号に掲げる措置により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

付 則 [略]

付 則

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 練馬区教育委員会は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第18条の6第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。